

七	六	五	四	三	二	一	件	平	省	○
払 込 金 額	發 行 行 額	方 法 決 定 の の	募 入 方 法	發 行 方 法	用 等 法 項 の 適	振 替 條 及 び 適	法 律 及 び そ	發 行 根 拠	名 稱 及 び	令 告 示 第 四 十 二 號

千三 額割さ各札じるる利振の以律社条九特四十利付  
 円千内面りい申に。数利回替適下(平成十三年別回)、利付国庫債券(五年)(第百二十  
 百訳金当も込よを値回り機用「平成十三年別回」、利付国庫債券(十年)(第百二十  
 六)額てのみる競をり格関を受ける法律第十四回及び利付国庫債券(五年)(第百二十  
 十別であるかの発争いに差は日受け法」という。)の規定。その規定  
 九表二。らう行にう応へ日受け法」という。)の規定。その規定  
 の千そち付。募第本銀も  
 五と九の利し次し十銀行の  
 千お百応回て号た七行の  
 三り九募り行に者号とと  
 十一十八額格わおがにすし  
 十九八を差れい加規る、の規  
 万億順の算定。そ規  
 二円次小入同すすの定

財務大臣 麻生 太郎

八日告示する。昭和五十七年大蔵  
 第五条第十一項の規定に基づき、  
 財務省告示第十二号

九 八  
振額最低額面金

十一 発行価格 日

十  
三  
の  
払  
込  
み  
利  
過  
利  
子  
率

十四利子

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

利 第二付 五十国 十年庫 四一債 回券	利 第二付 四十国 十年庫 四一債 回券	利 第十付 三年國 百庫 十債 回券	利 回第五付 百年國 二庫 十債 五券	名 称 及 び 記 号	(別表)	二十 九 八	十九 十八	十 十 七 六 五
二 ・ 二 %	二 ・ 五 %	一 ・ ○ %	○ ・ 一 %	利 率 (年)		平 成 三 十 年	財 務 大 臣	日 本 利 銀 行 單 統 計 利 值 回 表 が 一 月 行 年 か ら 通 知 を 受 け た
十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 三成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	償 還 期 限		一 月 十 日	日 本 利 銀 行 單 統 計 利 銀 行 回 表 に と す る さ 債 日 回 つ 。れ 店 本 は き た 頭 証 ' 、 百 平 売 券 平 均 買 業 成 值 參 協 三 の 考 會 十	
二十 億 円	十二 三千 億八 円百 九	二 十一 億 円	六 十四 億 円	一 發 額 面 行 金 額 )				